

長野県木曾保健福祉事務所健康器具等貸付要領

(目的)

第1 この要領は、働き盛り世代のメタボリック対策、高齢者の健康維持等木曾地域住民の生活習慣の改善に向け、長野県木曾保健福祉事務所（以下「所」という。）が木曾地域の団体等に健康器具等（以下「物品」という。）を貸付ける場合の必要な事項を定める。

(貸付けする物品及び貸付料)

第2 貸付けする物品は、別表とし、貸付料は無料とする。

(物品の管理)

第3 物品の管理は、健康づくり支援課で行う。

(物品の貸付け)

第4 第2に定める物品の貸付けを受けようとする者は、物品貸付申込書(様式第1号)を物品管理者に提出するものとする。

2 物品管理者は、前項の規定による物品貸付けの申込みがあったときは、これを審査し、適当と認められるときは物品貸付簿(様式第2号)により決裁のうえ、貸付けるおのとする。

3 物品管理者は、前項の規定による貸付けがあったときは、物品数量管理表(様式第3号)によって整理するものとする。

(貸付期間)

第5 物品の貸付期間は、2週間以内とする。なお、借受人があらかじめ物品管理者の承認を得た場合は、この限りではない。

(貸付条件)

第6 物品の貸付けにあたっては、次の各号に掲げる事項を貸付けの条件とするものとする。

- (1) 貸付物品に事故があった場合、借受人は物品管理者にすみやかに報告すること。
- (2) 貸付物品の引渡し、維持及び返納に要する費用は借受人において負担する。
- (3) 貸付物品は、転貸しないこと。
- (4) 貸付物品は、使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (5) 貸付物品は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返納すること。
- (6) その他必要な事項

(貸付物品のき損又は紛失)

第7 貸受人は、その責めに帰すべき理由により、貸付物品をき損又は紛失した場合は、修理又はその損害を弁償しなければならない。

(事故責任)

第8 物品の使用によって生じた事故、損害等に関しては、所は一切の責任を負わない。

(施行月日)

この要綱は、平成30年11月9日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表 (第2関係)

品 目	サイズなど	数量	備考 (付属品)
スピンバイク	幅 46cm×奥行 110cm×高さ 110cm、本体重量 33 kg	2	
ダンベル	1 kg	4	2 個組
ダンベル	2 kg	4	2 個組
ダンベル	3 kg	4	2 個組
メディシンボール	3 kg、直径 18 cm	3	
メディシンボール	5 kg、直径 22 cm	3	
バランスボール	直径 55 c m	5	ポンプ 5
バランスボール	直径 65 c m	5	ポンプ 5
ヨガマット	60cm×182cm	10	
ピラティスヨガボール	直径 22 cm	12	ポンプ 4
エアロビックバー	3 kg、直径 4.3cm×長さ 111cm	2	
エアロビックバー	5 kg、直径 5.0cm×長さ 111cm	2	
エアロビックバー	7 kg、直径 5.4cm×長さ 111cm	2	
ストレッチポール	直径 15 cm×長さ 98cm	8	
ストレッチポール	直径 12.5 cm×長さ 98cm	8	
フォームローラー	直径 120×長さ 320 mm	8	
バランスディスク	直径 35 c m	14	ポンプ 1
上腕式血圧計		1	
体重体組成計		1	
カーペット	8 畳サイズ	2	